

第8回福山ブランド認定品募集要項 【産品・サービス】部門

1 募集対象

福山市内で新たに開発、製造及び改良された産品又は福山市内で提供されているサービス
※概ね3年以内に開発、改良された産品又はサービスで、既に実用化され取引実績があるものに限ります。

2 申請資格

次のいずれかに該当する者

- ①福山市内に居住又は通学・通勤している個人
- ②福山市内に事業の本拠地又は生産拠点等を持つ事業者等
- ③その他、福山の魅力を高めることに熱意があると認められる事業者等

3 応募方法

次のものを添えて、郵送または持参により協議会事務局へ提出してください。

- ① 申請書（様式第1号）…1部

※申請書はWordデータにてメールでも提出してください。

- ②宣誓書（様式第2号）…1部

- ③産品・サービスのカタログなど…6部

※データで提出が可能な場合は、1部提出してください。

- ④サンプル…1式

（但し、賞味期限がある食品等については、別途審査時に提出していただくため、複数回いただく場合がございます。）

※各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

4 審査基準

福山市ブランド審査委員会が①～⑦の項目で審査し、その結果を踏まえ協議会が決定します。

- ①創造性（クリエイティブ性）：

「こんな物が欲しかった」と言われるような新たな価値（付加価値）を生み出しているか

- ②地域性・オリジナル性：

福山らしさが盛り込まれているか、独自の発想により生産等されたものか。また、地域性・オリジナル性が優れたデザインとして表現されているか。

- ③信頼性：品質が高いか

- ④市場性：マーケットへの訴求力、競争優位性があるか

- ⑤将来性：波及効果や事業の継続性があるか

- ⑥サステナビリティ：広く環境・地域・社会・経済の観点から持続可能性があるか。

- ⑦ニューノーマル：社会の変化に適応した新しい取り組みがされているか。

5 その他

①認定品の生産・製造並びに販売状況等について、問い合わせることがあります。

②認定された場合は、総務省の基準の範囲において、ばらのまち福山応援寄附金（ふるさと納税）の記念品として取り扱うことができます。

第8回福山ブランド認定品募集要項 【素材・技術】部門

1 募集対象

福山市内で生産、製造若しくは加工された素材又は開発されたオンリーワン・ナンバーワン技術

※既に実用化され取引実績があるものに限りません。

2 申請資格

次のいずれかに該当する者

- ①福山市内に居住又は通学・通勤している個人
- ②福山市内に事業の本拠地又は生産拠点等を持つ事業者等
- ③その他、福山の魅力を高めることに熱意があると認められる事業者等

3 応募方法

次のものを添えて、郵送または持参により協議会事務局へ提出してください。

- ①申請書（様式第1号）…1部

※申請書はWordデータにてメールでも提出してください。

- ②宣誓書（様式第2号）…1部

- ③素材、技術のカタログ及び素材・技術が活用されている製品等がわかるもの…6部

※データで提出が可能な場合は、1部提出してください。

- ④サンプル…1式

※各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

4 審査基準

福山市ブランド審査委員会が①～⑦の項目で審査し、その結果を踏まえ協議会が決定します。

- ①創造性（クリエイティブ性）：

「こんな物が欲しかった」と言われるような新たな価値（付加価値）を生み出しているか

- ②地域性・オリジナル性：

福山らしさが盛り込まれているか、独自の発想により開発等されたものか

- ③信頼性：品質が高いか

- ④市場性：マーケットへの訴求力、競争優位性があるか

- ⑤将来性：異分野など新たな市場の開拓の可能性があるか

- ⑥サステナビリティ：広く環境・地域・社会・経済の観点から持続可能性があるか。

- ⑦ニューノーマル：社会の変化に適応した新しい取り組みがされているか。

5 その他

- ①認定品の生産・製造並びに販売状況等について、問い合わせることがあります。

- ②認定された場合は、総務省の基準の範囲において、ばらのまち福山応援寄附金（ふるさと納税）の記念品として取り扱うことができます。

第8回福山ブランド登録活動募集要項

1 募集対象

- ①福山の地域資源を活用した地域の活性化や地域の課題解決に向けた取組・活動
- ②地域や団体等の特性を生かしたまちづくりの取組・活動
- ③福山の魅力を高めるための取組や活動

※専ら営利を目的とするもの、宗教活動、政治宣伝活動、選挙運動などは除きます。

2 申請資格

次のいずれかに該当する者

- ①福山市内に居住又は通学・通勤している個人
- ②福山市内に活動の拠点を有する団体等
- ③その他、福山の魅力を高めることに熱意があると認められる団体等

3 応募方法

次のものを添えて、郵送または持参により協議会事務局へ提出してください。

- ①申請書（様式第8号）…1部
- ②宣誓書（様式第9号）…1部
- ③取組・活動の内容がわかるチラシ・パンフレットなど…6部

※データで提出が可能な場合は、1部提出してください。

※各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

4 審査基準

福山市ブランド審査委員会が①～⑦の項目で審査し、その結果を踏まえ協議会が決定します。

- ①創造性（クリエイティブ性）：
取組や活動に込められた思いや工夫していることが共感価値（ストーリー）となって提供されているか
- ②地域性：福山らしさが盛り込まれているか
- ③貢献性：地域の魅力の向上へ貢献しているか
- ④持続性：将来にわたり取組・活動を継続できるか
- ⑤波及性・発展性：まちづくりの活性化につながるか
- ⑥サステナビリティ：広く環境・地域・社会・経済の観点から持続可能性があるか。
- ⑦ニューノーマル：社会の変化に適応した新しい取り組みがされているか。

5 その他

プレゼンテーションによる審査を実施することがあります。